

・会議の日時及び場所

日時 平成27年5月18日(月)午後2時05分～午後3時30分

場所 小山市立中央公民館 試写室

・会議の組織人員

人数 6人

・出席委員

1 番	福井 崇 昌
2 番	神山 宜 久
3 番	福地 尚 美
4 番	新井 泉
5 番	西口 絹 代
6 番	酒井 一 行

・説明のため本会議に出席した職員

教育部長	片柳 理 光
教育総務課長	添野 雅 夫
学校教育課長	中島 利 雄
生涯学習課長	細井 典 子
生涯スポーツ課長	田口 正 剛
車屋美術館副館長	鈴木 一 男
博物館長	水川 和 男
中央図書館長	栗原 要 子

・書記

教育総務課主査 日高 恵 子

議題

報告事項

1 教育総務課

- ・寄付受入れについて

2 生涯学習課

- ・小山市いじめ等防止市民会議について

3 生涯スポーツ課

- ・平成27年度大会結果速報について

4 中央図書館

- ・平成27年度 第6期「子ども司書養成セミナー」の実施について
- ・平成27年 特別整理期間について

審議事項

1 教育総務課

- ・小山市立小・中学校教科用図書選定委員の委嘱について

- ・小山市小中一貫校推進委員会設置要綱の一部改正について

2 学校教育課

- ・小山市いじめ問題関係組織の設置に係る条例及び規則の制定について
- ・小山市立学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

3 生涯学習課

- ・小山市公民館運営審議会委員の委嘱について

4 博物館

- ・小山市文化財保護審議会委員の委嘱について
- ・小山市指定文化財の追加指定について

議事内容

○添野教育総務課長

皆さん、こんにちは。5月の定例教育委員会議事録署名委員につきましては、順番で西口委員さんをお願いしたいと思います。

それでは委員長お願いいたします。

○福井委員長

それでは、ただいまより5月の定例教育委員会を開会いたします。

まず、報告事項であります。教育長からお願いいたします。

○酒井教育長

教育委員会の事業あるいは関連事業についてご報告を申し上げます。

まず、私でありますけれども、先週14、15日、関東都市教育長協議会の総会がございまして、出席をしております。新教育委員会制度が始まってやはりもろもろの課題があるということでございまして、それらについて意見を述べ、この後どのように進めていったらよいかということで話し合いなどを持たせていただきました。

また、文部科学省から、ことしは特に財政説明がございまして、地方交付税措置でございまして、ICT関連、あるいは学校図書館費の充実、さらには理科教材、備品等の充実を図ったので、財政当局とよく連携をしながら有効活用してほしいと、説明があったところであります。

なお、今週は、水、木、金曜日と全国都市教育長協議会総会が厚木市でありますので、そちらに出かけてまいります。

それから、校長会を13日に開きまして、学校が始まって1カ月ということでございますけれども、4月の会議につきましては、新任校長も入ったばかりでございますし、じっくりと指示、連絡事項をすることができませんでしたので、具体的な児童生徒指導、あるいは学習指導等の進め方について指示、指導をさせていただいたところであります。

それから、学校訪問をさせていただきました。乙女小学校、間々田小学校、大谷東小学校、中小学校、梁小学校、絹中学校、旭小学校、小山城南小学校、小山中学校、小山第二中学校、近年お邪魔をしていない学校、あるいは近いうちに予定のない学区を中心にして、小学校1年生に上がった段階でどのような状態であるのか、また、4月当初教室環境等がどのように整備をされているのかなどについて見学をし、各校長と話し合いを持ったところであります。特徴的なのは、昨年度来乙女小学校で行われておりますユニバーサ

ルデザイン、簡単に言えばあまり刺激の多い環境をつくるのではなくて、シンプルな環境の中で落ちついた学習を進めたいということが1つの大きな柱でございますけれども、多くの学校でそのような方向で進んでいることは確認できたわけでございます。

それから、特に小学校1年生の授業については、じっくりと見させていただきました。規模の大小にかかわらず落ちついている学校は本当に、3週間ぐらいのところでありますけれども、落ちついて授業が進められておりますし、やはり落ちつきのないところも見られたわけであります。今後の課題になるのだらうと思うのですけれども、幼稚園保育園小学校の連携をもっと図っていかなければ、やはり中1プロブレムというふうにはよく言えますけれども、幼保から小学校への課題もあるのだらうなど見させていただきました。大規模校でもしっかりと落ちついて授業に臨んでいる姿が大変印象的でありました。

それから、例年4月は屋外の活動が多いわけでありましてけれども、中小学校、寒川小学校、穂積小学校、間々田東小学校、延島小学校は延期になりましたが、田んぼの学校の開校式に市長とともども出かけてまいりました。5年生が活動し、やはり日ごろ農村地域に住んでいてもなかなか体験のないことでございますので、親子、あるいは上級生、下級生でと、いろいろな組み合わせで、元気に活動を進めておりました。寒川小学校におきましては、古代米で田んぼアートということでチャレンジをしておりましたので、秋の収穫時期が楽しみであります。

また、8日には今月第1回目の和食の日でございましたので、小山和牛ずしなどを中心とした食材を提供し、小山第三小学校保護者ともども試食を進めてまいりました。大変おいしいおいしいという声がしてございました。

なお、12日の穂積小学校の田植えは、引き続いてスクランブル給食ということで、これは通常のメニューでございますけれども、和食を中心としました食事に舌鼓を打ってまいりました。

関係機関の行事への参加でありますけれども、小山市子ども会育成会連合会の総会が10日、それから青少年育成指導員協議会の総会が、13日の水曜日に行われました。それからPTA連合会、これが16日の土曜日に総会を持ちまして、これまで事務局が羽川小学校、そして美田地区と動いたわけでありまして、新年度につきましては、順番で小山地区の小山第一小学校で受けていただきました。

それから、文化振興、関係行事でありますけれども、5日は間々田のジャガマイタに部長ともども参加をしてまいりました。昨日になります、今年度第1回ヤナギ・セイタカアワダチソウの除去作戦、全体で500人程度集まったかと思いますが、教育委員会からは100人近い教職員が出てくれまして、しっかりと汗をかいてまいりました。

なお、この後明日は臨時議会が開かれます。私は教育長会議がございますので、下都賀庁舎へ出張する予定でございましたが、これは欠席ということになりまして、事務連絡を後ほどしていただく予定であります。

本日9時30分からトラック協会が参りました。トラック協会さんから10万円ほど拠出をいただきまして、自転車パスポート、交通安全指導を行った学校の児童生徒に対して、安全に乗りましょうという促しをさせる意味の用紙を作成し、子供たちに配布をしていく予定でございます。1万4,000名のうちのほぼ1万名ぐらいの児童生徒に対して交付予定であります。

以上、関連事業等につきましてのご報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○福井委員長

それでは、続いて、教育総務課長からお願いします。

○添野教育総務課長

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

3ページに寄附の受け入れ報告がございます。おやまくまの尚仁沢5年備蓄水と、中央図書館への蔵書の寄贈でございます。

以上でございます。

○福井委員長

続いて、生涯学習課長からお願いします。

○細井生涯学習課長

小山市いじめ等防止市民会議について、4ページでございます。趣旨は、子どもサミットも実施しておりますけれども、大人のいわゆる小山市いじめ等防止市民会議を平成25年に立ち上げまして、おやまのよい子を育てる大人宣言を採択して、いじめ防止の啓発活動を行っています。その中で、会議を実施しまして、振り返りや今後の進め方等お話し合いを持っていくものです。

第1回目を平成27年6月22日の月曜日、2時から4時半で計画しております。特に、今までは一つ一つの団体がどのように子供たちへ働きかけるか等を話し合っていたのですが、今度はもう少し小さいグループで熟議をさせていただいて、子供たちにかかわる部分をお話し合い、検討を進めたいと思っております。

以上です。

○福井委員長

続きまして、生涯スポーツ課長からお願いします。

○田口生涯スポーツ課長

4月、5月前半の大会速報について申し上げます。

まず初めに、4月19日、栃木県陸上競技春季大会、国民体育大会第1次選考会を兼ねました男子棒高跳び、小山城南中学校の岡島浪漫君、優勝でございます。記録、3メートル20センチということでございました。同女子100メートル障害、小山城南中学校の柏崎結奈さん、優勝でございます。記録は15秒25でございます。

続きまして、翌日の20日、男子砲丸投げ、小山城南中学校の竹澤海斗君、優勝、記録15メートル57センチでございました。

続きまして、5月3日開催されました栃木県高等学校総合体育大会カヌー男子、カナディアンシングル500メートルということで、小山高等学校、出身大谷中学校の石塚俊哉君が優勝で、2分30秒58でございました。

同男子カナディアンペア500メートルにつきましては、先ほどの石塚君とエマド・ユーネス君、お二人とも大谷中学校出身、小山南高等学校でございます。優勝、記録2分35秒60でございます。

さらに、カナディアンフォア500メートルにつきましては、4人ということで、先ほどのエマド君、石塚君合わせて小山城南中学校出身の岩浪君、小山第三中学校出身の折原君の

4人の組でございます、小山南高等学校出身の生徒でございますけれども、やはり優勝ということで、記録2分35秒13ということでご報告申し上げます。

以上でございます。

○福井委員長

続きまして、中央図書館長をお願いします。

○栗原中央図書館長

6ページをごらんいただきたいと存じます。平成27年度「子ども司書養成セミナー」の実施についてでございます。小山市子ども読書活動推進計画（第二期）の基本方針の中に、子どもたちと本との出会いの場の設定の施策を推進するため、第6期になりました子ども司書養成セミナーを実施するものでございます。子供のころから本に親しみ、読書の習慣を身につけることは、大きな心の財産となります。子ども司書養成セミナーでは、子供の目線で同世代の子供へ本を紹介したり、読み聞かせの活動をしたり、学校図書館の整理をしたりする子ども司書を養成し、読書活動推進の担い手の輪を広げるものでございます。

日程につきましては、7ページをごらんいただきたいと存じます。平成27年5月から10月までの日曜日の月2回程度、午前9時半から11時30分までの2時間、全10回の講座を実施いたします。全講座の受講を原則といたしますが、8講座以上を受講した方には子ども司書認定書を授与するものでございます。

対象ですが、市内在住の小学5、6年生16名ということでございます。申し込み状況ですが、5月13日現在、申し込みは定員を超えてしまいました。グループで申し込んだ方がいたために、今回定員をオーバーしておりますが、受け付けることにいたしました。

カリキュラムにつきましては、7ページのチラシをごらんいただきたいと存じます。

続いて、8ページをごらんいただきたいと思っております。平成27年特別整理期間について、小山市立図書館管理運営規則に基づきまして、中央図書館及び小山分館、間々田分館を休館し、蔵書の点検、整理を行うものでございます。

休館の期間は、中央図書館については6月3日から6月10日、小山分館については6月24日から6月26日、間々田分館につきましては6月22日から6月26日、公民館図書室、配本所につきましては6月8日、城南配本所につきましては、6月6日から6月8日まででございます。

主な作業内容でございますが、1つ目は図書館資料の蔵書点検、全館合計約55万点ございますが、貸し出し中の資料を除いて1点1点蔵書点検をするものでございます。2つ目に、除籍作業・書庫入れ。3つ目に、書架整理、書庫整理。4つ目に、施設、備品等の点検を実施いたします。

市民の方には、ご不便をおかけしますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○福井委員長

報告事項につきましては以上であります。

これらについてのご質問、ご意見などをお伺いいたします。

新井委員、どうぞ。

○新井委員

今の子ども司書養成セミナーというのは、小山が独自で実施しているというのですけれ

ども、国にもこういうものはあるのでしょうか。

○福井委員長

図書館長、お願いします。

○栗原中央図書館長

新井委員さんのご質問にお答え申し上げます。

これは、小山市独自で行っているものでございまして、第6期になりました。ただし、全国的に見ますと、このような内容で行っている図書館もあると聞いております。

以上でございます。

○福井委員長

ほかにいかがでしょうか。

福地委員、どうぞ。

○福地委員

質問ではないのですが、寄附受け入れ報告にありました山田良輝さん、私どものゴルフ場のお客様なのです。

東京生まれ東京育ちで、戦争によって疎開したという、そういう自分の人生を振り返った本で、とても読みやすくおもしろいです。戦争体験私たちは記憶がないので、彼のお話で勉強になります。ぜひ、読んでみてください。

〔「この方が書かれたんですか」と呼ぶ者あり〕

○福地委員

そうです。

○福井委員長

ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

ほかになければ、報告事項を承認するという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、報告については以上でございます。

続きまして、議案に入りたいと思います。

議案第1号 平成27年度小山市小・中学校教科用図書選定委員の委嘱ということでございます。

これにつきましては、選定委員会の名前が出てまいりまして、全ての採択事務が完了するまで秘密扱いということになっておりますので、秘密会という形でよろしいでしょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、小山市教育委員会の会議規則17条2項によりまして、賛成多数ということで秘密会といたします。

〔秘 密 会〕

○福井委員長

続きまして、議案第2号に入ります。

小山市小中一貫校推進委員会設置要綱の一部改正ということでございます。これについての説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○添野教育総務課長

議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。小山市小中一貫校推進委員会設置要綱の一部改正ということでございます。こちらにつきましては、平成26年度から実施しているところございまして、今回につきましては、現在進めております豊田中学区及び絹中学区における小中一貫校の関係について、それに加えまして新たに乙女中学区、乙女中学校、乙女小学校、網戸小学校、下生井小学校、こちらの乙女中学区についてもこちらの推進委員会を設置することに加えらるものでございます。また、所掌事務に小中一貫学校の開設に関する事項を追加するというので、小中一貫校に対する要望及び県に関すること、小中一貫校の開設に関すること、こちらを追加しようとするものでございます。

14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。14ページが一部を改正する要綱(案)でございまして、15ページが新旧対照表となっております。新旧対照表をごらんいただきますと、第2条におきまして、1の現行の豊田中学区、2の絹中学区に、3といたしまして、乙女中学区の推進委員会を加えるもの、また第3条の所掌事務に、(2)といたしまして、小中一貫校に関する要望及び県に関すること、そして(3)といたしまして小中一貫校の開設に関すること、こちらを加えさせていただいて、以下項を送っていきます。

以上のような改正を行おうとするものでございます。どうぞご審議よろしくをお願いいたします。

○福井委員長

議案第2号の説明は以上であります。これにつきまして審議をお願いいたします。

教育総務課長。

○添野教育総務課長

説明が不足していたかと思っておりますので、追加でご説明をさせていただきたいと思います。

乙女中学区につきましては、乙女小学校は200名を超えるのですが、網戸小学校は小規模特認校として学区外から11名を入れても54名程度、そして下生井小学校は全校生徒で24名でございまして、両方とも小規模特認校ということで、市内で最も児童数の少ない一、二の学校となっております。こちらにつきましても地域の皆様のご理解を得られれば新たに取り組んでいくもので、追加させていただくものでございます。

また、所掌事務に追加することに関しましては、特に小中一貫校の開設に関することということで、絹中学区の小学校について、地域の皆様のご理解も得られたということで、残り2年で統合に向けて進めていく、その開設に関することも所掌事務に加える。また、小中一貫校に関する要望及び意見に関することということで、地域の皆様のより多くの多様なご意見をいただいて、反映させていくということから、それらについてもこの委員会の所掌事務に加えるというものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○福井委員長

ただいまの説明で異議がなければ原案どおり決定したいと思います。いかがでしょうか。

神山委員、どうぞ。

○神山委員

なぜこの時期に乙女地区が出てきたかというのがわからないのです。豊田地区と絹地区、モデル地区をつくってまず実験をする。それで、その成果を分析してどうするか検討する、それからほかの学区に波及していくという筋でいくのかなと思ったのだけれども、まだ実際に始まって分析もされていないうちに乙女地区が出てくる。ほかの地区も次から次へと出てくるのかなのです。なぜ今この時期に乙女地区が出てきたのかなと思って不思議なのですが。

○福井委員長

教育総務課長。

○添野教育総務課長

まず、ことしの下生井小学校の1年生、新入児は1名でございました。やはり下生井小学校の児童数が24名ということで、かなりその児童数の減少が著しいと。やはりより近い網戸小学校にどうしても行ってしまうということもございまして、本来であれば市内で最も少ない、あるいは2番目に少ない学校を含む学校を統合するというのが、そして小中一貫校とするのが、1番目にやりたかったぐらいの地区でございまして、あまりにも児童数が少なくなってきました。それと下生井小学校の場合には、渡良瀬遊水地ということで、市のほうでも特に力を入れてその活用を一生懸命進めている、すぐお膝元の学校でございまして、そういう意味で地域の人々の理解をきちんと得られるのが、やはり時間もかかるかもしれないということがあるものですから、そういうものとあわせまして、その児童数が少なくなっている、そしてそういう地域的な事情もあるということで、なるべく早く取り組んだほうがいいのではないかとということから今年度取り組むということになったものでございます。

○福井委員長

神山委員、どうぞ。

○神山委員

存続の危機が迫っているということで理解してよろしいですか。

○福井委員長

教育総務課長。

○添野教育総務課長

今下生井小学校の場合には、国の基準でいきますと全ての学年で複式学級になってしまいうというのが現状でございます。ですから、市で採用する任期付きの教員を3名配置して複式化しないという措置をとっているところです。したがって、1年生は先生1人に児童1人という状況でございます。マンツーマンですから、そういう状況をずっと続けていくということが児童の教育にとっていいことなのか、同級生がいないというのは、その子供さんの教育にとって果たしていいのかと非常に強く思うところでございまして、なるべく早くそういう状況を解消して、たくさんのお友達と遊べる環境をつくったほうがいいのではないかと、考えているところでございます。

○福井委員長

神山委員、どうぞ。

○神山委員

そうすると、形態としては、乙女中に全部児童生徒を集めて、9年間の一貫の教育をやるというふうに考えてもよろしいのですか。

○福井委員長

教育総務課長。

○添野教育総務課長

平成25年度にまとめました学校適正配置等に関する提言書、こちらの中では乙女中学区については、乙女中学校と乙女小学校が非常に近いということで、乙女小学校に網戸小学校と下生井小学校の児童を集めると。それで、乙女中学校と非常に近いものですから、その乙女中学校と乙女小学校を1つの小中一貫校として進めていこうと。それが望ましいのではないかという提言書をいただいておりますので、それに沿った形で考えております。

○福井委員長

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

ほかにご意見がなければ、第2号議案につきまして原案どおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第2号につきまして原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第3号に入ります。小山市いじめ問題関係組織の設置に係る条例及び規則の制定ということでございます。これについての説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

それでは、お手元の議案書の16ページ以下になります。議案第3号としまして、小山市いじめ問題関係組織の設置に係る条例及び規則の制定についてということでご説明申し上げます。

議案書の17ページをごらんください。その2番目の趣旨及び理由の欄にありますように、平成25年6月にいじめ防止対策推進法ができました。また、昨年度の教育委員会で小山市としてのいじめ防止基本方針をご審議いただきました。法律では、いじめ問題について、各自治体で話し合ったり検討したり関係機関の連携を図るための場として、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、重大な事態が発生した場合に、教育委員会の中に調査するための委員会を設け、さらに、教育委員会の調査結果で市長が納得しない場合は市長部局に教育委員会とは違うメンバーで別に調査委員会を設けることの3つの機関を条例で位置づけることが望ましいということが規定されてございます。このため、本市におきましては、県内の多くの市町も同様ですが、この3つの組織について条例をつくり、細かな部分につきましては、規則で規定したいということで今回、小山市いじめ問題対策連絡協議会等条例というものを策定いたします。そして、これらを受け、いじめ問題対策連絡協議会に關す

る規則、それから教育委員会の中に設置するいじめ問題専門委員会に関する規則、さらに市長部局につくるいじめ問題調査委員会に関する規則、また、これらの組織の委員は、非常勤特別職として位置づけますので、非常勤特別職に関する報酬及び費用弁償に関する条例にこれらの委員をその欄の中に加えるための条例改正を行うものです。先日、市の例規審査を経ましたので、本日ご審議をいただきたいと思っています。

なお、お手元に別刷りでいじめ防止対策推進法及び小山市いじめ防止基本方針による対応フローを用意させていただきました。どうぞご審議よろしくお願いたします。

○福井委員長

議案第3号についての説明は以上でございます。

これについての審議をお願いいたします。

私から、では質問で、教育委員会が設置する「小山市いじめ問題専門委員会」と、それから市長が設置する「小山市いじめ問題調査委員会」、これは名称、同じ名前で大丈夫なのですか。

○中島学校教育課長

教育委員会に置かれるのが専門委員会です。

○福井委員長

専門委員会。と調査委員会の違いね。わかりました。

神山委員、どうぞ。

○神山委員

このいじめ問題対策連絡協議会、それから専門部会、調査委員会、これにいじめ問題が発生している学校というのはどういうふうにかかわってくるのですか。ただ調査をされる対象だけなのか、それとも何か学校としてのアクションが起こせる組織をつくれるのか、学校としてどこに所属していくのかというのを、その辺の関係、ご説明できたらお願いいたします。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

「小山市いじめ問題対策連絡協議会」につきましては、全体的ないじめ問題について、関係機関の連携と協議したりする場です。実際に各学校で問題が起きた場合には、各学校で「いじめ防止のための委員会」を必ず設け、実際には学校の教職員だけでわからない部分につきましては、外部の有識者として医師や臨床心理士などの専門家を入れて検討したりすることもできます。教育委員会としては、学校とは別の医師や臨床心理士などの専門家による「いじめ問題専門委員会」を組織して検討いたします。ですから、学校の結果を踏まえながらも、専門委員会としてのご意見をお伺いすることもできます。

○神山委員

学校にそういう対策委員会ができて、教育委員会に委員会ができて、それで両方とも調査結果をぶつけ合っということになると、3つ目の調査委員会という関係はどうなるの。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

学校が独自に調査をした場合にも報告書が出ます。それから、教育委員会のいじめ問題専門委員会からも報告書が出ます。専門委員会の報告書は市長に上げますので、市長がその結果で納得しない場合は、市長部局に新たな調査委員会を設置することができます。市長がその必要がないと判断すれば、専門委員会の結論で終わります。

○福井委員長

私のから、まず、この協議会というのが20名の構成でできていますよね。それから、いじめ問題専門委員会、学校のいじめ調査委員会というのは、何人というのは規定されているの。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

これは、特に規定はございませんが、学校の職員プラス、その状況によってそこに有識者を入れますが、そうたくさんは入れられませんので、3名から5名ぐらいを想定してございます。

○福井委員長

連絡協議会20名、それから専門委員5名、調査委員5名ということですが、この任期は2年間とか、任期の問題が入っていますけれども、これは組織として全部あらかじめつくっておく、それとも事態が発生してからつくるといふことなのですか。

学校教育課長、どうぞ。

○中島学校教育課長

これは、設置するということで予定してございます。そのために予算措置もしてございます。

○福井委員長

これ全部の組織をつくってしまうということですね。

○中島学校教育課長

市長部局のほうは、予算措置が別になります。

○神山委員

読んだ範囲ですと、対策連絡協議会は常設、それから専門委員会も常設、それで調査委員会はその案件に対してだけの調査委員会、その案件が終了したらそれでその調査委員会は終わり、案件がなければ調査委員会はなしというふうに判断したのですが、そういうことでよろしいですか。

○福井委員長

だから、任期というのは、調査委員会は特別うたっていないのですよね。専門委員が2年ということになっているのですね。

そうすると、・市長の調査委員会は、あらかじめ5人選定しておくといふことの解釈ではなくて、必要がある場合は急遽5人を選任するといふ解釈になるのですか。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

市長が必要とした段階でそうなります。

○福井委員長

市長が必要とした段階でね。

ほかに。

西口委員、どうぞ。

○西口委員

そのいじめ問題が出た場合に、やはりスピードが問われるのではないかなと思ひまして、市長が認めるときは調査委員会を設置するというのを、例えば何日以内とか、そういうような大体の目安というのはございますか。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

特に何日以内ということは規定してございませんが、速やかに設置し重大事態への対応を図るように考えております。

○福井委員長

西口委員、どうぞ。

○西口委員

委員さんのリストが決まっていないうことでしたので、その点がちょっと心配です。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

委員の選考につきましては、公平性を保つ意味で、県の弁護士会、県の臨床心理士会にも依頼しています。また、医師につきましては、小山地区医師会に依頼してございます。その際に、1つの委員会に入りましたら今度は別の方ということで、重ならないような形でお願いしてございます。

○福井委員長

あと、全体の流れとして質問したいのですが、別紙の参考資料で出してくれたものを見ているのですけれども、教育委員会のかかわりというのは、いじめ事案が発生して、あらかじめ学校内に設置された、いじめ防止対策委員会が対応するわけですね。それに基づいて報告があると。その報告で教育委員会としての調査主体の判断・指示ということがありますけれども、我々教育委員会のかかわりというのは、報告を受けての第1段階としては、ここに入ってくるのかな。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

内容的に重大であると認識した場合には教育委員会にお知らせし、調査等をお諮りしたいと思ひます。

○福井委員長

ここで学校主体の調査と、教育委員会主体の調査2つを同時に指示出しますよね。これも教育委員会の判断で、常に同時に2つに指示を出すという解釈でいいのでしょうか。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

可能ですが、一般的には、まず、学校の調査が先行する場合が多いと思ひます。

○福井委員長

そうですね、だから学校の調査委員会の調査報告を、専門委員会等も受けなくては次の段階に進めないという意味ですよね。より詳しくね。同時進行の部分もあるし、先行する部分もあるということで。

西口委員、どうぞ。

○西口委員

せんだって行われた教育総合会議の位置づけはどのようになっているのでしょうか。

○福井委員長

このいじめの中でですか。

○西口委員

はい。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

ここで示したのは、いじめ防止対策推進法の基本的な流れでございますが、総合教育会議等で取り上げることも法的には可能と解釈されてございます。

場合によっては、市長部局による並行調査もできると解釈されています。

○福井委員長

教育部長、どうぞ。

○片柳教育部長

ただいまの学校教育課長から説明ありましたように、基本的にはこの法に基づく流れということになります。いじめ問題対策連絡協議会と専門委員会、これはもう常設ですから、速やかに対応はできるということでもあります。調査委員会については、随時あった場合ということになります。重大事態が起きた場合の、総合教育会議については、その必要性は教育委員会、あるいは市長どちらからもできるわけですから、問題、事態に応じて対応していくということで考えていただければと思います。これは教育委員さんが市長と連携をしてやったほうがいいのではないかとということで、総合教育会議を開いていただくということもできますし、逆に市長が、協議をすべきだという判断で招集することもありますので、それは中身に依拠してやられていくということでご理解いただければと思います。これは、あくまでも法律に書いてある基本的な流れということでご理解をいただければと思います。

○福井委員長

学校教育課の説明で、条例及び規則の制定ということで、中身を見ると報酬まで全部含めているわけね。結構分量的には大きいですね。報酬などについても議論していなかったのですが、これは今までの小山市の前例に基づいてという形なのか、それとも新しい考え方でこの報酬等を出してきているという形なのですか。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

いじめ問題対策連絡協議会の委員等の8,500円というのは、小山市の一般的な各種委員会審議会等の非常勤特別職の金額に準じてございます。それから、専門委員会と調査委員会、こちらにつきましては、弁護士であるとか医師であるとか、特別の専門的な立場の方が入

りますので、これは他市町等の金額等も参考にしまして、1万2,000円ということで位置づけました。

○福井委員長

新井委員、どうぞ。

○新井委員

24ページの日額が1万2,000円というふうに出ていますが、これは一般の方もこの金額でよろしいのですか。これ臨時委員の方で、そういう医師とかそういう弁護士とかの資格を持っていない方も同じ日額ということですね。

○福井委員長

学校教育課長。

○中島学校教育課長

専門委員会と調査委員会の臨時のところは、専門家を想定しています。

〔「資格がなくても医者とか弁護士さんはいいいけれども、それ以外の人も同じなんですかという質問」と呼ぶ者あり〕

○中島学校教育課長

医師、弁護士、臨床心理士等の資格に基づいて選びますので、それで1万2,000円です。

○福井委員長

だから、この一覧表でいくと、弁護士、学識経験者、臨床心理士、元教員、元警察官なんてなっていますよね。これは一般の人も含めてこの委員になれば1万2,000円という解釈でいいのではないですか。

教育部長、どうぞ。

○片柳教育部長

資格というあれがあったのですけれども、やはりそれぞれの問題に対する専門的な知識を持っているというところに置きますので、医師であるとか弁護士、そういう国家試験とか資格ということではなくて、その問題に対する専門的な知識を有しているということに対しての報酬でございますので、国家試験とかではなくて資格がなくても同じ金額ということになります。

○福井委員長

それでは、議案第3号、法に基づいて、準じて小山市でも制定したいということでございます。制定しなければならぬということでありまして、最後に議論しました報酬問題も含めて、原案どおり異議がなければ決定したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号を原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第4号に入ります。小山市立学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱ということでございます。これについての説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

議案書の37ページからになります。議案書の38ページをごらんください。小山市立学校

給食共同調理場運営協議会委員の委嘱についてでございますが、これは2年に1度、任期が2年でございますが、平成27年4月1日から平成29年3月31日までが新たな委嘱期間となります。共同調理場の設置条例等につきましては、議案書の40ページ、41ページにございます。それぞれの調理場に運営委員が置かれますが、それをまとめて、小山市全体としての学校給食の共同調理場のあり方等について、いろいろとご意見を伺うための協議会でございます。

メンバーは、議案書39ページにございますが、2番目の校長会代表の小山第二中学校の長校長以外は、今回全て新任となります。

ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○福井委員長

議案第4号の説明は以上でございます。

これについての審議をお願いいたします。

これは、小山市全体の運営協議会ということで、それぞれの専門の人、それから学校長、それから各調理場からの代表者みたいな形で構成されております。中身についてご意見伺いたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

特別異議がなければ原案どおり決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第4号につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第5号に入ります。小山市公民館運営審議会委員の委嘱ということでございます。これについての説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○細井生涯学習課長

よろしくお願ひします。45ページでございます。社会教育法第30条、小山市公民館条例第13条及び公民館条例施行規則第3条により委嘱するものでございます。

委嘱期間は、平成27年4月1日から平成29年の3月31日までの2年間。きょう差しかえていただく資料、46ページという1枚物をご配付させていただきました。このように別紙名簿（案）のとおり上程したいと思います。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

○福井委員長

議案第5号の説明は以上であります。

これについての審議をお願いいたします。

新井委員、どうぞ。

○新井委員

差しかえにありました峯岸さんは2期目というので、引き続きなさることができるということですね。

○福井委員長

生涯学習課長。

○細井生涯学習課長

小山1の峯岸さんですよ。空白があるということですが実際には2期目ということで

す。

○新井委員

前にやったことがあると……

○細井生涯学習課長

されているということです。

○新井委員

そうですか、わかりました。

○福井委員長

はい、生涯学習課長、どうぞ。

○細井生涯学習課長

内規で3期まで、75歳以内ということで、最後に委嘱できるのは73歳までの方というふうに認識しております。

以上です。

○福井委員長

西口委員、どうぞ。

○西口委員

ほとんど社会教育関係者となっているのですが、例えば具体的にどういった方が社会教育関係者という位置づけになるのでしょうか。

○福井委員長

生涯学習課長。

○細井生涯学習課長

括弧書きでもお示したように、例えば6番の小澤照子様に関しては、民生児童委員、なおかつ公民館の利用者でもあります。そのほかの方は、各公民館から公民館利用者の代表という形で出ておりました。

以上でございます。

○福井委員長

これは、例えば市の校長会からは、2名というのは、決まっていますよね。

○細井生涯学習課長

はい。

○福井委員長

それ以外は、特別何名というのは決めていなかったですか。

○細井生涯学習課長

選出の区分がございまして、学校教育関係者、あとは社会教育関係者というのがいわゆる利用者とか学識経験という形で選出区分になっております。

○福井委員長

そのほかいかがでしょうか。

議案第5号に関して特別異議がなければ原案どおり決定したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第5号につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第6号に入ります。小山市文化財保護審議会委員の委嘱ということでございます。これについての説明をお願いいたします。

博物館長からお願いします。

○水川博物館長

50ページをお開きいただきたいと思います。小山市文化財保護審議会委員の委嘱についてであります。今年度が改選の年度に当たるため、委員の委嘱を行うものであります。

委嘱期間でありますけれども、平成27年4月1日から平成29年3月31日となります。

委嘱者につきましては、51ページに名簿が案として載っております。

なお、資料といたしまして、条例と施行規則について抜粋を載せておまして、52ページをお開きいただきたいと思います。小山市文化財保護条例の設置及び所掌事務ということで、第43条に小山市文化財保護審議会を置くというふうになっております。また、施行規則の22条、審議会の組織等で、委員は12人で組織するというふうに規定をされております。それらに基づき、51ページにお戻りください。1番から12番まで、この中で5番、6番の古文書歴史資料の酒入委員、菱沼委員が新任となります。また、名勝記念物の11番、木下卓己委員が新たに新任となります。それ以外につきましては、備考欄に書いてあるとおり2期目から河東先生の20期までというふうになっております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○福井委員長

議案第6号の説明は以上でございます。

これについての審議をお願いいたします。

このいずれも51ページの方、専門性を有しているという形でありますけれども、特に今回の酒入さん、それから菱沼さんですね、それから木下さんに関しては、それぞれ専門であるのしょうけれども、わかる範囲で、どんなことを専門に研究しているのか教えてください。

博物館長。

○水川博物館長

酒入先生は歴史です。博物館協議会の委員もやっています。

それから、菱沼先生につきましても専門が歴史なのですが、古文書関係ですが、年代が中世でした。

11番の木下先生は理科です。理科の先生なのですが、博物館に勤務をされておまして、そういう部分で専門的知識を有しているのであります。

○福井委員長

ありがとうございます。

〔「宇都宮の博物館にいらしたのですか。どちらの博物館」と呼ぶ者あり〕

○水川博物館長

小山市の博物館に指導主事で在籍されておりました。

○福井委員長

議案第6号につきまして、いずれも専門性を有していらっしゃる、その道のエキスパ

ートということですが、特別異議がなければ原案どおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第6号につきまして原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第7号に入ります。小山市指定文化財の追加指定ということですが、これについての説明をお願いいたします。

博物館長、お願いいたします。

○水川博物館長

54ページ、議案第7号、小山市指定文化財の追加指定についてであります。小山市文化財保護審議会からの答申を受けまして、別紙のとおり、別紙が57ページになります。小山市指定文化財の追加指定ということで、指定番号が112番、神鳥谷曲輪跡ということになります。今回指定する場所につきましては、小山市大字神鳥谷1090番地、所有者につきましては、小山市天神町1丁目9番地9号、茂田幸男氏が所有しているものであります。

なお、56ページに小山市文化財保護審議会から小山市教育委員会宛て答申がされております。平成27年3月17日に開催された平成26年度第3回小山市文化財保護審議会において、小山市指定文化財に指定するに価するものとし、答申に基づき教育委員会において追加指定をするものであります。

58ページをお開きいただきたいと思います。場所でありまして、天神パレスホテルの南側に当たります。①番が平成19年の12月、②番が平成20年の12月にそれぞれ指定をされておりまして、今回③の追加指定予定地として2,015平米を追加指定するものであります。これを含めると全体で7,056.75平米が指定地となる予定であります。

なお、59ページ、60ページに神鳥谷曲輪跡を調査されました酒寄先生、松浦先生の調査所見が載っておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○福井委員長

議案第7号の説明は以上でございます。

これについての審議をお願いいたします。

神山委員、どうぞ。

○神山委員

指定した後は、どの様に保存するのですか。埋め戻して更地にしてしまうのか、それとも遺構を市民が見られるような状態にするのか、所有者の茂田さんは何も使えなくなってしまうわけでしょう。

○福井委員長

博物館長。

○水川博物館長

基本計画が策定されていたと思います。基本的には将来的に整備をしていくというふうには計画等はなっておりますけれども、ここが市街化区域なものですから、全体的な整備をどういうふうにするかという部分については、なかなか難しい部分もあるのかなというふうには考えております。

ただ、遺構としては、かなりいいものというふうに見受けておりますので、それらを今後どうしていくのか、全体的な史跡の整備というふうになりますと、今現在小山市においては小山御殿跡、それから琵琶塚古墳、摩利支天塚古墳と、大型物件を抱えております。そのようなことから、将来的には整備計画がありますので、それに沿って整備ができれば一番よろしいかとは思いますが、時間がかかるかなというふうに理解しております。

○福井委員長

私のほうから参考までに、1番、2番はこれ市の所有地になっていますよね。民有地ではなくてね。だから、非常に重要な史跡があるということで市の所有地にしている。その隣接地で、これもやっぱり史跡だということですよ。だから、将来がわかりやすいのだよね、市の所有にするかしないかというのは別問題なのだけれども。

○水川博物館長

公有化をして、将来的に整備をしていくという部分では、現在ある茂田さんの部分を買収するわけですから。茂田さんの土地につきましては、本年度買収する予定です。

○福井委員長

予定なのでですね。わかりました。

議案第7号につきましての説明であります、特に異議がなければ原案どおり追加指定ということで決定したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第7号については、原案どおり決定いたします。

本日の審議事項は以上でございます。

次回の教育委員会の日程の説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○添野教育総務課長

6月の定例教育委員会につきましては、6月26日金曜日、14時から試写室で開催予定しております。よろしくをお願いいたします。

○福井委員長

それでは、平成27年5月の定例教育委員会、これをもちまして閉会といたします。

ご審議ありがとうございました。

—————閉 会 午後 3時30分—————